

公益社団法人日本馬術連盟入退会及び会費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本馬術連盟（以下「日馬連」という。）の定款第3章及び同規約第3章に基づき、日馬連の会員の入退会及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 日馬連の会員は、定款第5条第1項に規定された個人又は団体とする。

(入会手続)

第3条 会員（名誉会員を除く。）は、入会申込みに当たっては別に定める入会申込書を提出するものとする。

2. 前項の入会手続は、正会員又は賛助会員にあっては日馬連に、登録会員にあっては基盤団体（都道府県馬術連盟又は組成団体）に行うものとする。

(入会通知)

第4条 会長は、入会を決定した会員（登録会員を除く。）には入会決定通知書を、登録会員にあっては会員証の発行をもって通知するものとする。

2. 会長は、入会が承認されなかった場合も、その旨を通知するものとする。

(入会資格審査基準)

第5条 入会の可否は、理事会が次の基準により決定するものとする。

- (1) 現在、成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
- (2) 過去に日馬連を除名された者（個人又は団体）は、除名後2年以上経過していること。
- (3) 会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。

(変更届)

第6条 会員（名誉会員を除く。）は、第3条により提出した入会申込書の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 入会金及び年会費（以下「会費等」という。）は、規約第11条のとおりとする。

2. 事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の年会費は、これを減免しない。

(会費等の使途)

第8条 前条の会費等は、50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費等の納入)

第9条 登録会員は、基盤団体を経由して会費等を日馬連に納入するものとする。

2. 正会員、賛助会員及び規約第9条（登録会員の所属の特例）に規定する登録会員は、毎年4月1日から4月30日までの期間内に日馬連に納入するものとする。

(退会)

第10条 会員は、定款第8条により退会するときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(再入会)

第 11 条 過去に日馬連の会員であった者が再入会を希望する場合には、改めて第 3 条の入会手続を要する。

(会員資格喪失に伴う会費等納入義務)

第 12 条 会員は、事業年度の途中において退会するときは、その事業年度の未納会費等を納入しなければならない。

2. 日馬連は、会員が納入した会費等については、これを返還しない。

(会員の登録)

第 13 条 日馬連は、入会者を会員の種別毎に日馬連登録システムに登録する。

2. 前項の個人情報については、日馬連個人情報保護規程に基づき管理するものとする。

(補則)

第 14 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、社員総会の決議によるものとする。

附則

1. この規程は、公益社団法人日本馬術連盟の設立の登記の日から施行する。

2. 設立の登記の前日に、日馬連の普通会员、賛助会員及び名誉会員である者は、登記の日においてそれぞれ登録会員、賛助会員及び名誉会員に移行するものとし、第 3 条に規定する入会手続は要しないものとする。